

特許庁委託事業

タイ、ベトナム、インドネシアに おける特許クレームの翻訳の質の調査

2019年3月

日本貿易振興機構（JETRO）
バンコク事務所 知的財産部

目次

	頁
1. 目的	3
2. 調査範囲及び調査方法	3
2. 1 調査範囲	3
2. 2 調査方法	3
3. 調査結果	4
3. 1 翻訳ミスの類型	4
3. 2 統計結果	4
3. 3 類型別の翻訳ミスの内容	6
4. 翻訳ミスの類型別の現地出願の出願時における留意事項	9
4. 1 類型1（誤記）	9
4. 2 類型2（意識）、類型3（係り受けが異なる翻訳ミス）及び類型6（構成の順序（因果関係）が異なることによる翻訳ミス）に対する対応策	9
4. 3 類型5（日本語特有の語彙に起因する翻訳ミス）に対する対応策	10
4. 4 字下げ、セミコロンの利用	10
4. 5 その他	10

1. 目的：

タイにおける特許出願のうち、日系企業からの特許出願が 4 割を占める。また、ベトナム、インドネシアにおいても、日系企業からの特許出願は 3 割近い。これらの日系企業の特許出願は、日本出願を基礎に各現地語へ翻訳したものと考えられるが、この現地語への翻訳の質如何によっては、日系企業がタイ、ベトナム、インドネシアにおいて適正な特許を取得できない可能性もある。今後、日系企業がタイ、ベトナム、インドネシアにおいて特許に基づく権利行使を図ることも増えると予想されることから、翻訳の質について調査を行った。

2. 調査範囲及び調査方法：

2. 1 調査範囲

タイ、ベトナム、インドネシア（以下、「タイ等」という。）における特許クレームの翻訳の質について調査を行う。

2. 2 調査方法

2. 2. 1 抽出条件

日系企業は、日本出願を基礎とする優先権を主張等して、タイ等に出願し、日本において特許が付与された場合、タイ等において、特許審査ハイウェイ（PPH: Patent Prosecution Highway）を利用して審査の促進を図ることができる。

現状、特許審査ハイウェイ（PPH）を利用する日系企業は、日本において特許可能と判断された特許請求の範囲（クレーム）に基づいて、現地出願の特許請求の範囲（クレーム）の補正を行い、特許を受けている。すなわち、原則、日本で登録された特許クレームと、タイ等で登録された特許クレームは一致することになる。

そこで、日系企業が、タイ等の特許庁に出願し、登録された特許の中から、以下の条件で調査対象案件を抽出した。

- ・タイ等において、特許審査ハイウェイ（PPH）を利用して特許を受けた案件
- ・1 国につき、機械分野 10 件、電気分野 10 件、化学分野 10 件の計 30 件抽出

2. 2. 2 調査方法

タイ、ベトナム、インドネシアの各国について、現地語の登録クレームと、対応日本出願の日本語の登録クレーム（日本クレーム）とを取得する。現地語の登録クレーム 1 を日本語に翻訳し、現地語の登録クレーム 1 の日本語訳と、日本クレーム 1 とを比較する。

3. 調査結果

上記調査方法に基づいて調査を行った結果、現地語の登録クレームの日本語翻訳と日本クレームとの間での差異、すなわち、翻訳ミスがあったものについて、次の類型に分類することができた。

尚、通常、日本出願を基にタイ等で現地語に翻訳する場合、出願明細書の英文翻訳文を作成し、英文翻訳文に基づいて現地語に翻訳されているため、英文翻訳文作成時または現地語翻訳文作成時のいずれの時点で翻訳ミスが発生していたのかは特定できない。

3. 1 翻訳ミスの類型

翻訳ミスの頻度の多い類型から、以下の通りであった。

(類型1) 誤記

(類型2) 意識

(類型3) 係り受けが異なる翻訳ミス

(類型4) 追加記載があることによる翻訳ミス

(類型5) 日本語特有の語彙に起因する翻訳ミス

(類型6) 構成の順序（因果関係）が異なることによる翻訳ミス

(類型7) 用語の削除（抜け）

(類型8) 上位概念化

3. 2 統計結果

3. 2. 1 国別の翻訳ミス件数

翻訳ミスを発見した請求項数、すなわち、各国の調査対象である30請求項中に翻訳ミスを発見した請求項数を以下に示す。

	タイ	ベトナム	インドネシア	合計
翻訳ミスを含む 請求項数	14 / 30	13 / 30	14 / 30	41 / 90

3. 2. 2 技術分野別の翻訳ミス件数

翻訳ミスを発見した請求項数、すなわち、各国の各調査対象（化学、機械、電気）10請求項中に翻訳ミスを発見した請求項数を以下に示す。

	化学	機械	電気	合計
タイ	3 / 10	8 / 10	3 / 10	14 / 30
ベトナム	3 / 10	6 / 10	4 / 10	13 / 30
インドネシア	6 / 10	4 / 10	4 / 10	14 / 30
合計	12 / 30	18 / 30	11 / 30	41 / 90

3. 2. 3 翻訳ミスの類型別の翻訳ミス件数（国別）

翻訳ミスの類型別（国別）に、翻訳ミスを発見した請求項数、すなわち、各国の調査対象30請求項中に翻訳ミスを発見した請求項数を以下に示す。

類型	タイ	ベトナム	インドネシア	類型別 翻訳ミス件数
1	10 / 30	5 / 30	4 / 30	19
2	2 / 30	5 / 30	5 / 30	12
3	3 / 30	0 / 30	2 / 30	5
4	0 / 30	0 / 30	1 / 30	1
5	1 / 30	0 / 30	1 / 30	2
6	2 / 30	1 / 30	0 / 30	3
7	0 / 30	3 / 30	1 / 30	4
8	2 / 30	2 / 30	2 / 30	6
国別合計	20	16	16	52

注) 1請求項において、複数の種類の翻訳ミスを含むものがある。

3. 2. 4 翻訳ミスの類型別の翻訳ミス件数（技術分野別）

翻訳ミスの類型別（技術分野別）に、翻訳ミスを発見した請求項数、すなわち、各技術分野の調査対象30請求項中に翻訳ミスを発見した請求項数を以下に示す。

類型	化学	機械	電気	類型別 翻訳ミス件数
1	7 / 30	9 / 30	3 / 30	19
2	0 / 30	7 / 30	5 / 30	12
3	2 / 30	3 / 30	0 / 30	5
4	0 / 30	1 / 30	0 / 30	1
5	1 / 30	1 / 30	0 / 30	2
6	1 / 30	0 / 30	2 / 30	3
7	1 / 30	2 / 30	1 / 30	4
8	2 / 30	4 / 30	0 / 30	6
技術分野別合計	14	27	11	52

注) 1請求項において、複数の種類の翻訳ミスを含むものがある。

3. 3 類型別の翻訳ミスの内容

3. 3. 1 類型1 (誤記)

本類型は、単なる誤記の場合 (数値・単位の間違い等)、現地語に翻訳した際に該当する用語が存在しないために案出した用語が誤記である場合等である。

例1) 日本出願：…、付着量が $10\sim 90\text{g}/\text{m}^2$ のめっき層

現地出願：…、単位面積当たりの質量が $10\sim 90\text{g}/\text{m}^2$ のめっき層

「付着量」は付着する数量を意味するが、現地語に翻訳された際にはめっき層に対して付着するという意味が翻訳されていない。その結果、めっき層に付着するという属性を有しない「単位面積当たりの質量」という数量のみを表している。従って、誤記による翻訳ミスと判断した

例2) 日本出願：…角度差が 15° 以下である結晶方位 $\langle 100 \rangle$

現地出願：…角度差が 15° 以下である結晶方向の比率 $\langle 100 \rangle$

(尚、英文翻訳文では、**the ratio of crystal direction** と翻訳されていた)

※現地出願において、技術用語である「結晶方位」が正しく翻訳されていない。従って、誤記による翻訳ミスと判断した。

3. 3. 2 類型2 (意識)

本類型は、日本出願の記載通りに翻訳されず、かつ、記載内容が省略あるいは要約されている場合である。

例3) 日本出願：不透過部材及び透過部材の影並びに前記透過部材の影がある画像を解析して・・・検査する

現地出願：不透過部材、透過部材及び前記透過部材のエッジの影に基づいて・・・検査する

※検査する方法に関する記載が、日本出願通りに翻訳されず、また、「基づいて」を用いることにより要約されている。従って、意識による翻訳ミスと判断した。

3. 3. 3 類型3 (係り受けが異なる翻訳ミス)

本類型は、日本出願で記載されていた係り受けが、適切に翻訳されていない場合である。係り受けが異なる類型3に該当する翻訳ミスは、発明の内容を異なるものに変えることになる。

例4) 日本出願：前記真空断熱材は、前記粘着テープにより前記面部に固定された前記配管を収容する溝部を有し・・・

現地出願：前記真空断熱材は、前記粘着テープにより前記面部に固定された溝部を有するとともに、前記配管を有し・・・

※日本出願では、「前記粘着テープにより前記面部に固定された前記配管を収容する溝部」であるのに対して、現地出願では、「前記粘着テープにより前記面部に固定された溝部を有するとともに、前記配管を有し」と翻訳されている。従って、係り受けが異なる翻訳ミスと判断した。また、係り受けが異なる翻訳ミスの結果、発明の内容が異なるものに変えられている。

3. 3. 4 類型4（追加記載があることによる翻訳ミス）

本類型は、現地出願において、日本出願で記載された構成以外の構成を追加した場合である。

例5) 日本出願：高架橋ポリアクリレート系繊維本来の赤色系色を低くし、白色化させることを・・・

現地出願：高架橋ポリアクリレート系繊維本来の赤色系色を低くし、白色化させることによって熱を生成することを・・・

※現地出願において、日本出願に記載されていない「熱を生成する」旨の記載が追加されている。従って、追加記載があることによる翻訳ミスと判断した。

3. 3. 5 類型5（日本語特有の語彙に起因する翻訳ミス）

本類型は、複数の動詞の意味を含む「～とし」、比較、原因等種々の意味で用いられる「より」等、日本語特有の語彙に起因し、翻訳者が当該語彙を誤った意味に翻訳した場合である。

例6) 日本出願：・・・酸性溶液を、・・・有価金属抽出剤による溶媒抽出に付し、・・・

現地出願：・・・酸性溶液を、・・・有価金属抽出剤にさらし、・・・

※「付する」は、「従う」、「つけ加える」、「与える」、「まかせる」等の意味を有する。そのため、上記日本出願の文章は、「・・・酸性溶液を、・・・有価金属抽出剤による溶媒抽出の状態におく」と解釈されるところ、現地出願では「・・・酸性溶液を、・・・有価金属抽出剤にさらす」と解されている。従って、日本語特有の語彙に起因し、翻訳者が当該語彙を誤った意味に翻訳した翻訳ミスと判断した。

3. 3. 6 類型6（構成の順序（因果関係）が異なることによる翻訳ミス）

本類型は、1文の中で、あるいは、複数の文で、原因と結果が異なる、すなわち順序関係が異なる場合である。

例7) 日本出願：溶融樹脂を射出した後、加圧ポートから加圧流体を圧入して、フロー

ティングコアを排出口側に移動させる

現地出願：溶融樹脂を射出し、溶融樹脂を射出すると同時に、フローティングコアを排出口側に移動させた後、加圧ポートから加圧流体を圧入し、

※日本出願は「溶融樹脂の射出→加圧流体の圧入→フローティングコアの移動」であるのに対して、現地出願は「溶融樹脂の射出・フローティングコアの移動→加圧流体の圧入」と、順序が異なっている。従って、構成の順序が異なることによる翻訳ミスと判断した。

3. 3. 7 類型 7（用語の削除（抜け））

本類型は、用語の削除あるいは抜けがある場合である。

例 8) 日本出願：イソホロン、二塩基酸エステル (DBE)、3-メトキシ-3-メチルブタノール、・・・、から選ばれる 1 種又は 2 種以上

現地出願：イソホロン、~~二塩基酸エステル (DBE)~~、3-メトキシ-3-メチルブタノール、・・・、から選ばれる 1 種又は 2 種以上

※日本出願は「二塩基酸エステル (DBE)」を含むのに対して、現地出願は「二塩基酸エステル (DBE)」を含まないことから、用語の削除（抜け）による翻訳ミスと判断した。

3. 3. 8 類型 8（上位概念化）

本類型は、用語または文章を上位概念化した場合である。

例 9) 日本出願：・・・に水酸化ナトリウムを添加する・・・

現地出願：・・・にナトリウム化合物を添加する・・・

※日本出願は「水酸化ナトリウム」に限定しているのに対して、現地出願は「ナトリウム化合物」と上位概念化しているので、上位概念化による翻訳ミスと判断した。

例 10) 日本出願：駆動力を発生しないオンモードにおいて、・・・車両電源スイッチが押された場合、駆動力発生可能なオンモードに移行する・・・

現地出願：該当記載ナシ

※日本出願の「駆動力を発生しないオンモードにおいて、・・・車両電源スイッチが押された場合、駆動力発生可能なオンモードに移行する・・・」に該当する記載が現地出願に存在しないので、上位概念化による翻訳ミスと判断した。

4. 翻訳ミスの類型別の現地出願の出願時における留意事項

4. 1 類型1（誤記）

4. 1. 1 特許技術用語

日本出願の明細書では、漢字を重ねた特許分野特有の特許技術用語（例えば、挿入して設けるの意味である「挿設」等）が用いられる場合がある。

今回の90件の調査案件のうち、特許技術用語を翻訳ミスした案件は1件（日本出願は「螺合」であるのに対して、現地出願は「接合」と翻訳されていた案件）であった。1件のみにとどまった理由は、現地代理人に現地語への翻訳を依頼する前に、日本語明細書から英文明細書に翻訳する際、適切に翻訳が行われた結果と考えられる。

従って、今後も、特許技術用語を使用している場合には、日本語明細書から英文明細書に翻訳する際、適切に翻訳が行われたか否かを確認することが必要である。

4. 1. 2 技術用語

担当する技術分野に慣れていない翻訳者が翻訳作業を行う場合もあることから、例えば、理解が難しいと思われる技術用語に関しては、予め英語を併記することで翻訳ミスが発生する可能性を低減することも一案と考えられる。

4. 1. 3 漢字の意味を利用した構成要素

3. 3. 1の例1で紹介した通り、漢字を利用することにより構成要素自身に意味を持たせることができる場合がある（例えば、「付着量」は付着する数量を意味する）。しかしながら、構成要素について説明する記載がない場合、翻訳者は出願人が意図した意味に理解しない可能性がある。そこで、漢字の意味を利用した構成要素であっても構成要素を説明することを提案する。例えば、「…、付着量が10～90g/m²のめっき層と、…」を、「…、表面に付着した～の付着量が10～90g/m²のめっき層と、…」と記載することも一案と考えられる。

4. 2 類型2（意識）、類型3（係り受けが異なる翻訳ミス）及び類型6（構成の順序（因果関係）が異なることによる翻訳ミス）に対する対応策

4. 2. 1 長文

長文を用いて構成要素を一文で記載すると、係り受けが不明確になる場合があるので、長文を用いた記載は行わないことが望ましい。クレームは構成要素ごとに、簡潔かつ明確に記載する。

4. 2. 2 主語

日本語の文章において、主語を省略することができる場合がある。しかしながら、他国語の翻訳文を作成する際には、省略された主語を補わなければならない、翻訳ミスの原因になる。従って、主語が記載されたクレームを作成することが重要である。

4. 2. 3 誤訳が生じにくい構成要素の記載方法

構成要素を、初めに、その形態・構成を記述し、次いで、その機能・作用を説明する記載方法を用いると、長い記載であっても誤訳が少なくなる傾向があることが分かった。従って、構成要素の説明に関する記載を、「形態・構成」と「機能・作用」とに分け、前半で「形態・構成」を説明し、後半で「機能・作用」を説明することが、誤訳を減らす上で有効と考えられる。

例) 外周面に周設されたネジ部を備え、可動支持板の裏面を水平に支持可能な支持部材
※上記のように、「支持部材」の説明に関する記載を「形態・構成」と「機能・作用」とに分け、前半で「形態・構成」を説明し、後半で「機能・作用」を説明することにより、翻訳者が係り受けを間違えることを抑制する。

4. 3 類型5（日本語特有の語彙に起因する翻訳ミス）に対する対応策

誤訳が生じる可能性を少なくする観点から、外国出願を念頭に置く場合、複数の意味を有する日本語特有の語彙（複数の動詞の意味を含む「～とし」、比較、原因等種々の意味で用いられる「より」等）を極力使用しないことが望ましい。

4. 4 字下げ、セミコロンの利用

構成要素が多い場合、あるいは、係り受けが複雑になった場合、字下げ、セミコロンを使うことによって、発明の内容を理解しやすくすることも重要である。

4. 5 その他

4. 5. 1 日本語から現地語への直接翻訳

タイ等において、英文明細書を現地語明細書に翻訳することができ、多くの経験を有する特許技術者・翻訳者を探すことは可能であるが、日本語から現地語に直接翻訳でき、かつ経験を有する特許技術者・翻訳者を探すことは困難であると思われる。

なお、インドネシアのように、PCT 出願において移行時に英文明細書を求められる国もあり、また、これらの国に出願後、登録を受けるために、原則、対応特許の英文クレームの提出も求められる。

従って、これらの国に出願する場合、和文明細書から英文明細書を作成し、作成した英文明細書によって現地語に翻訳を依頼することで、誤訳を減らすことができる可能性がある。

4. 5. 2 出願審査請求時／対応特許提出時の再確認／再翻訳

特許登録後に誤訳を発見した場合、タイ及びベトナムでは、誤訳を訂正する手続が存在しない。尚、インドネシアでは、特許査定謄本の送達日から3月以内であれば、訂正審判を請求できる（インドネシア特許法第69条）。

従って、翻訳ミスの可能性を可能な限り少なくするために、出願審査請求時／対応特許提出時に、現地語クレームの再確認／再翻訳を行うことが望ましい。

4. 5. 3 翻訳者の固定／指定

特許技術者・翻訳者が固定されていない場合、新出語彙等はある場合がある。翻訳の質の向上及びチェックの負担軽減の観点から、特許技術者・翻訳者を固定・指定することも一案であると考えられる。

以上

特許庁委託事業

タイ、ベトナム、インドネシアにおける

特許クレームの翻訳の質の調査

発行

日本貿易振興機構バンコク事務所 知的財産部

協力

Tilleke & Gibbins International Ltd.

2019年3月発行 禁無断転載

本冊子は、2018年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が調査委託を行った Tilleke & Gibbins International Ltd. が作成した調査報告等に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。

Copyright (C) 2019 JPO/JETRO. All right reserved.